

## 賃貸借及び保守に関する契約書

契約名称	山形県警察組織犯罪対策情報管理システム機器の賃貸借及び保守サービス		
契約期間	契約締結の日から令和13年2月28日までとする。ただし、契約締結の日から令和7年2月28日までは、賃貸借の準備期間とするもので、当該準備に係る費用を受注者負担とし、賃貸借期間は、令和7年3月1日から令和13年2月28日までとする。		
賃貸借料	契約期間総額	円（うち消費税及び地方消費税の額 円）	
	(内訳) 令和6年度	円	
	令和7年度～令和11年度		円
	令和12年度	円	
	月額	円	
契約保証金	契約金額（契約期間における総額）の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額とする。 ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は免除する。		
	頭書業務について、借主 山形県知事 吉村美栄子 を発注者とし、貸主 受注者とし、次の条項により賃貸借及び保守に関する契約を締結する。		

### （総則）

- 第1条 受注者は、この契約に定める条項により、その所有に係る山形県警察組織犯罪対策情報管理システム機器（以下「機器」という。）を発注者の使用に供するとともに、別冊「仕様書」に基づく機器の保守を行い、発注者はその対価として賃貸借料を支払うものとする。
- 2 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

### （機器の名称、規格、数量、使用場所）

- 第2条 機器の名称、規格、数量及び使用場所は、別添「機器明細表」のとおりとする。

### （機器の納入）

- 第3条 機器の納入に関する事項は、別冊「仕様書」のとおりとする。

### （納入期限の延長）

- 第4条 発注者は、受注者がその責めに帰する理由により納入期限までに契約物件を納入することができないときは、受注者の申請により納入期限を延長することができる。この場合において、原納入期限の翌日から起算して納入の日までの遅延日数に応じ、賃貸借料（既納部分がある場合は賃貸借料から当該既納部分の代金相当額を控除した額）に年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収するものとする。この場合において、発注者が別冊「仕様書」に規定する検査に要した日数は、遅延利息の徴収日数には算入しないものとする。
- 2 受注者は、契約物件の納入に支障を及ぼすような天災その他不可抗力により、納入期限までに契約物件を納入することができないときは、発注者に対し、遅滞なくその理由を付して納入期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定め、遅延利息は、徴収しないものとする。

### （納入後の機器等無償使用）

- 第5条 受注者は、機器等の納入日から令和7年2月28日までの稼動検査、総合試験等の納入検査及び試運転調整期間中において、発注者に対して機器等は無償で使用させるものとする。
- 2 この期間内に機器等の保守等が発生した場合には、第14条（機器の修理又は取替等）により対応するものとする。

### （権利及び義務の譲渡禁止）

- 第6条 受注者は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。

### **(再委託の禁止)**

第7条 受注者は、本契約の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託業務の一部の再委託について書面により発注者の承認を得た場合、又は発注者が軽微なものと判断した業務の一部を再委託する場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書の規定に基づき第三者へ委託する場合は、当該第三者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、本契約に関する当該第三者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

### **(機器の管理)**

第8条 発注者は、機器のために良好な環境を保持し、善良な管理者の注意をもって機器を管理及び使用し、これに発生する通常費は発注者が負担するものとする。

2 発注者は、第三者に対しこの契約に基づく賃借権又は機器を譲渡すること、若しくは、装置を貸与あるいはこれに権利を設定すること等の一切の処分行為を行ってはならない。

### **(受注者の表示権)**

第9条 受注者は、機器に受注者の所有物である旨の表示をすることができることとし、その表示方法及び場所については発注者、受注者協議して決定する。

2 発注者は、受注者の承認を得ないで前項に定めた表示を取り外してはならない。

### **(禁止行為)**

第10条 発注者は、受注者の承認を得た場合のほか、次の各号の行為をしてはならない。

- (1) 機器を第三者に転貸すること。
- (2) 機器をその本来の目的外に使用すること。

### **(機器の移転)**

第11条 発注者は、機器を第2条に規定する使用場所から移転する必要があるときは、事前に受注者に通知しなければならない。

### **(危険負担)**

第12条 発注者は、その責に帰すべき事由又は事故により機器の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、受注者が被った損害を賠償しなければならない。この場合の損害額は発注者、受注者協議して決定する。

2 滅失又は毀損の原因が、天災地変等によるときは発注者、受注者協議して決定する。

### **(動産総合保険)**

第13条 受注者は、機器に対して契約期間中継続して受注者を被保険者とする動産総合保険を締結し、その費用を負担するものとする。

- 2 発注者は、動産総合保険約款に基づく保険事故が生じたときは、直ちに受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、保険事故により保険会社から受注者に支払われた保険金の限度内において受注者に対する損害金の支払い義務を免れるものとする。
- 4 受注者は、第1項の規定により保険契約を締結したとき、又はその他任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

### **(機器の修理又は取替等)**

第14条 受注者は、機器が故障により使用不能となった場合は、すみやかに必要な修理を行うものとする。

- 2 機器の修理に要する経費は受注者の負担とする。ただし、故障の原因が発注者の故意又は重大な過失による場合は発注者がこれを負担するものとし、その額は発注者、受注者協議して決定する。
- 3 受注者は、機器が修理により機能が回復しない場合は、すみやかに取替え又は改造（以下「取替等」という。）を行うものとし、必要に応じて機器の代替え措置を講ずるものとする。
- 4 機器の取替等に要する経費は受注者の負担とする。ただし、故障の原因が発注者の故意又は重大な過失による場合は発注者がこれを負担するものとし、その額は発注者、受注者協議して決定する。

### **(機器の改造等)**

第15条 発注者又は受注者が機器に改造又は他の付属機器等を取付ける必要が生じたときは、発注者、受注者協議して決定する。

2 前項の場合において賃貸借料に変更が生じるときは、発注者、受注者協議して決定する。

### **(使用場所等への立入)**

第16条 受注者は、契約の履行のために、作業員を発注者の管理する場所に立ち入らせる場合は、あらかじめ発注者に対して従事する従業員の氏名等を通知し、発注者の承認を得なければならない。

### **(技術援助)**

第17条 受注者は、機器の操作に必要な技術援助（故障の有無の確認、動作不具合に対する技術支援等。）を行うものとする。ただし、発注者の申し出により特別な技術援助を提供した場合は、それに要する費用は発注者が負担するものとする。

### **(契約内容の変更等)**

第18条 発注者は、必要がある場合には、契約内容を変更し、又は契約の全部又は一部を一時中断することができる。この場合において、契約期間又は賃貸借料を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

### **(契約の解除)**

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由により、納入期限までに機器の納入を完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めるとき。
- (3) この契約の履行について、不正の行為があったとき。
- (4) 正当な理由がなく、この契約の履行を怠ったとき。
- (5) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
- (6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、前項各号に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害額を負担するものとする。

る。この場合の損害額は、発注者、受注者協議して定める。

- 3 第1項第1号から第4号まで又は第6号の規定によりこの契約を解除する場合には、契約保証金は、発注者に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合には、受注者は、発注者に対し解除違約金として契約金額（長期継続契約の場合は、契約期間における総額）の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。
- 4 第1項第5号の規定によりこの契約を解除する場合には、受注者は、発注者に与えた損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。
- 5 発注者は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により受注者に通知するものとする。
- 6 発注者は、翌年度以降において本契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約は解除する。

#### （談合等に係る契約解除及び賠償）

第20条 前条に定める場合のほか、発注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。
  - (2) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。
  - (3) 受注者が前2号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
  - (4) 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額（長期継続契約の場合は、契約期間における総額）の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。
  - 3 この契約の履行後に、受注者が第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。
  - 4 第2項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

#### （賃貸借料の支払）

第21条 受注者は、当該使用月の翌月に、発注者に対し月額賃貸借料の請求書を提出するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に月額賃貸借料を受注者に支払うものとする。
- 3 この契約の期間中に、受注者の責めに帰すべき事由により発注者が機器を使用できなかったとき、又はこの契約が月の中途において解除されたときの賃貸借料は次式により算出した額とする。

$$\text{賃貸借料} = \text{月額賃貸借料} \times \frac{\text{当該月の賃貸借日数}}{\text{当該月の暦日数}} \quad (\text{1円未満切捨})$$

#### （遅延利息）

第22条 受注者は、発注者の責めに帰する理由により前条第2項の規定による賃貸借料の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときは、発注者はこれを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

#### **(機器の返還)**

第23条 発注者は、契約期間が終了したとき、又は第19条第1項第2号から第6号まで、同条第2項、同条第6項、第20条のいずれかの規定により契約を解除したときは、すみやかに機器を受注者に返還することとし、返還に要する経費は受注者が負担するものとする。

ただし、発注者の責めに帰すべき事由により契約を解除したときの機器の返還に要する経費は、発注者が負担するものとする。

#### **(機密の保持等)**

第24条 発注者又は受注者は、この契約の履行上直接若しくは間接に知り得た相手方の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 受注者は、外部に持ち出しての修理に際しては、機器に残存するデータがある場合は確実に消去するものとする。ただし、データの完全消去が不可能な場合又は発注者からデータの保持を求められた場合は、受注者はデータが残存するハードディスク等の記録媒体を取り外して発注者に提出するものとする。
- 3 受注者は、機器の返還に際しては、使用場所において機器に残存するデータを確実に消去し、発注者の確認を受けなければならない。この場合において、データが消去されたことを証明する書面の提出を求められたときは、これに応じるものとする。
- 4 受注者は、前項による対応が困難であるときは、使用場所においてデータが残存するハードディスク等の記録媒体を取り外して発注者に無償譲渡するか、発注者がデータ保存用ハードディスク等の記録媒体のデータ消去を行った後、受注者に返還することにより、前項の措置に代えることができる。
- 5 受注者は、この契約に関わる受注者の従業員及びその他の者に、発注者の秘密を保持することの重要性を認識させ、故意又は過失による漏洩防止対策を徹底させなければならない。
- 6 受注者は、バックアップで使用するその所有に係る磁気テープ等の記録媒体がある場合は、発注者に無償で譲渡するものとする。

#### **(個人情報の保護)**

第25条 受注者は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

#### **(警察情報セキュリティの保護)**

第26条 受注者は、この契約による事務を行うため警察情報を取り扱う場合は、別記「山形県警察における情報セキュリティに関する対策基準細目に基づく特記事項」を遵守しなければならない。

#### **(事故発生の通知)**

第27条 受注者は、機器の納入に関し事故が生じたときは、直ちに発注者に通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。

#### **(発注者の履行追完請求権等)**

第28条 契約物件がこの契約の内容に適合しないときは、発注者は、その不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知した上で、当該不適合を理由として、履行の追完の請求、賃貸借料の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

#### **(光熱水費の取扱い)**

第29条 受注者が保守点検業務の遂行上必要とする電気、水道、ガス等の通常費は、発注者が負担するものとする。この場合、受注者は、効率的に使用し節約に努めなければならない。

#### **(裁判管轄合意)**

第30条 この契約に関して生じた発注者受注者間の紛争については、山形地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

**(疑義についての協議)**

第31条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、発注者、受注者協議して定めるものとする。

発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、上記の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 山形市松波二丁目8番1号  
山形県知事 吉村 美栄子

受注者

## 個人情報取扱特記事項

## (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号又は個人番号が含まれるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

## (秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## (保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限る、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

## (漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## (目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

## (複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

## (事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

## (再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

## (資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

## (安全管理の確認)

第10 発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、必要に応じて実地検査により確認できるものとする。

## (事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

## (違反した場合の措置)

第12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。

## 山形県警察における情報セキュリティに関する対策基準細目に基づく特記事項 (外部委託に係る遵守事項)

### 1 目的

- (1) 受注者は、本契約に係る業務（以下「本件業務」という）の実施のために、発注者から提供する情報その他本件業務の実施において知り得た情報（以下「保護すべき情報」という。）の機密性、完全性及び可用性を維持すること（以下「情報セキュリティ」という。）に関して、この特記事項に定めるところにより、その万全を期さなければならない。
- (2) 保護すべき情報の範囲は次の各号とする。
  - ア 発注者が管理対象として指定した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）
  - イ 発注者が管理対象として指定した物件
  - ウ ア及びイに掲げるものを基に、受注者が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、発注者が指定したもの

### 2 下請負の禁止

- (1) 受注者は本契約の全部又は一部を第三者に下請負させてはならないただし、やむを得ず下請負をさせるときは、その下請負先、契約内容等を記した書面を添え、発注者の許可を得るものとする。
- (2) 前号ただし書により受注者が下請負をさせる場合、受注者は受注者と下請負者との間で締結する契約において、下請負者において本特記事項と同等の情報セキュリティの確保が行われるよう定めなければならない。
- (3) 発注者は、前号の契約について、情報セキュリティの確保が十分満たされていないと認められる場合、第1号の許可を与えないことができる。
- (4) 第1号ただし書により受注者が下請負させる場合の下請負者その他本契約の履行に係る作業に従事する受注者以外の事業者（以下「下請負者等」という。）における情報セキュリティの確保について、受注者は本特記事項に従い、必要な通知、申請、確認等を行うものとする。

### 3 情報セキュリティ確保のための体制等の整備

受注者は、保護すべき情報に係る情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備しなければならない。

### 4 守秘義務

- (1) 受注者は、保護すべき情報を本契約の履行期間中のほか、履行後においても第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- (2) 取扱者は、在職中及び離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- (3) 受注者又は下請負者等がやむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、受注者はあらかじめ、書面により発注者に申請し許可を得なければならない。

### 5 管理

- (1) 受注者は、本契約に基づき、発注者が受注者に提供する情報（以下「業務情報」という。）及び発注者が受注者に貸与する仕様書その他の資料（以下「業務資料」という。）については、特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管管理について一切の責任を負うものとする。
- (2) 受注者が発注者の指定する場所において個別業務を行う場合に持ち込む物品、業務情報及び業務資料は適正に管理するものとする。また、発注者の承諾なくしては、その場所から物品、業務情報及び業務資料を持ち出してはならない。
- (3) 受注者は、前2号の業務情報及び業務資料の管理について、発注者の承認を得るものとする。
- (4) 受注者は、業務情報及び業務資料について、本契約の履行その他発注者の指定した目的以外に使用してはならない。
- (5) 受注者は、業務情報について、本契約が終了したとき、又は発注者から廃棄を求められたときは、これを直ちに発注者が認める方法により廃棄するものとする。
- (6) 受注者は、業務情報及び業務資料を、発注者の承諾なくしては、方法の如何にかかわらず複製・複写してはならない。
- (7) 受注者は、業務資料について、本契約が終了したとき、又は発注者から返還を求められたときは、これを直ちに発注者に返還するものとする。
- (8) 受注者が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、受注者から発注者に所有権が移転したものは全て発注者の認める方法により廃棄しなければならない。

### 6 作業責任者の選出

- (1) 受注者が発注者の指定する場所において個別業務を行う場合、受注者は業務実施に関する受注者の作業責任者を定め、書面をもって発注者に通知するもの



- とする。
- (2) 前号により選任された作業責任者は、作業場所における受注者の個別業務の実施を統括し、受注者の定める規則に基づき就業管理を行い、個別業務の遂行に関する一切の事項を処理し、個別業務の遂行につき受注者を代理する権限を有するものとする。
  - (3) 受注者が作業責任者の権限に関し制限を設けた場合又は作業責任者を変更する場合は、受注者は当該内容を書面により事前に発注者に通知するものとする。
  - (4) 発注者は、個別業務の遂行について作業責任者又は作業員が著しく不相当であると認めた場合は、受注者に対して当該理由を通知し、必要な措置を執るべきことを求めることができるものとする。

## 7 作業員名簿の提出

受注者が発注者の指定する場所において個別業務を行う場合、受注者は業務実施に関する受注者の作業員名簿を作成し、書面をもって発注者に通知するものとする。

## 8 脆弱性対策等の実施

- (1) 受注者は、本件業務を実施するにあたり、情報システムを使用する場合について、当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講ずるものとする。
- (2) 前号の場合に、受注者は、情報システムに対する不正アクセス、コンピューター・ウイルス、不正プログラム感染等情報システムの脆弱性に係る情報を収集し、これに対処するための必要な措置を講ずるものとする。

## 9 情報セキュリティ侵害事案等事故

情報セキュリティ侵害事案等事故（以下「事故」という。）とは次の各号をいう。

- (1) 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、外部への漏えい又は目的外利用が行われた場合
- (2) 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、認められていないアクセスが行われた場合
- (3) 保護すべき情報を取り扱い又は取り扱ったことのある電子計算機又は外部記録媒体にコンピューター・ウイルスの感染が認められた場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、発注者又は受注者の保護すべき情報のほか契約に係る情報の侵害、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合

## 10 情報セキュリティ侵害事案等事故に関する受注者の責任

受注者は、受注者の従業員又は下請負者等の故意又は過失により前項に規定する事故があったときでも、契約上の責任を免れることはできない。

## 11 情報セキュリティ侵害事案等事故発生時の措置

- (1) 受注者は、本契約の履行に際し、第9項に規定する事故があったときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその詳細を発注者に報告しなければならない。
- (2) 発注者は、第9項に規定する事故が発生した場合、必要に応じ受注者に対し調査を実施することとし、受注者は発注者が行う当該調査について、全面的に協力しなければならない。
- (3) 第9項に規定する事故が下請負者等において発生した場合、受注者は発注者が当該下請負者等に対して前号の調査を実施できるよう、必要な協力を行うものとする。
- (4) 受注者は、第9項に規定する事故の損害・影響等の程度を把握するため、必要な業務資料等を契約終了時まで保存し、発注者の求めに応じて発注者に提出するものとする。
- (5) 第9項に規定する事故が受注者の責めに帰すべき事由による場合、当該措置に必要な経費については受注者の負担とする。
- (6) 前号の規定は、発注者の損害賠償請求権を制限するものではない。

## 12 意図しない変更が加えられないための体制の整備

- (1) 受注者は、発注者より委託された業務の実施において、情報システムに対し発注者の意図しない変更が加えられないことを保証する管理を行うこと。また、発注者の求めに応じて具体的な品質保証体制を証明する書類を提出することとする。
- (2) 情報システムに対し発注者の意図しない変更が加えられる不正が判明した際には、追跡調査や立ち入り検査等により原因を調査し、排除するための体制を構築するものとする。

## 13 情報セキュリティ監査

- (1) 発注者は必要に応じ、受注者に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うものとし、監査の実施のために、発注者の指名する職員を受注者の事業所その他関係先に派遣することができる。この場合、受注者は、監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を記載した、「情報セキュリティ監査対応計画書」を事前に発注者に提出することとする。
- (2) 発注者は、情報セキュリティ対策に関し特段の必要が生じた場合、緊急に監査を実施することができる。
- (3) 受注者は、発注者が情報セキュリティ対策に関する監査を実施する場合、発注者の求めに応じ、必要な協力（発注者の指名する職員による取扱施設への立ち入り及び関係書類の閲覧等）をしなければならない。
- (4) 発注者が下請負者等に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うことを求める場合、受注者は当該監査の実施のために必要な協力を行うこととする。

- (5) 受注者は、自ら情報セキュリティ対策に関する監査を行った場合は、その結果を発注者に報告することとする。
- (6) 発注者は、監査の結果、情報セキュリティ対策が十分満たされていないと認められる場合は、その是正のための必要な措置を講ずるよう受注者に求めることができる。
- (7) 受注者は、前号の規定により、発注者から求めがあったときは、速やかにその是正措置を講じなければならない。

#### **14 契約の解除**

- (1) 発注者は、第9項に規定する事故が、受注者の責めに帰すべき事由により発生した場合において、本契約の目的を達することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- (2) 前号の場合において、主たる契約条項の契約の解除に関する規定を準用する。



# 仕 様 書

～ 山形県警察組織犯罪対策情報管理システム  
機器の賃貸借及び保守サービス ～

山形県警察本部刑事部組織犯罪対策課

## 件名 山形県警察組織犯罪対策情報管理システム機器の賃貸借及び保守サービスの調達

### 1 納入場所

山形市松波二丁目8番1号  
山形県警察本部

### 2 システム調達の基本

#### (1) 体制

受注者は作業体制においては、本仕様書に定める作業内容を理解し、実施するために必要十分な知識・能力を有する要員を配置するとともに、本仕様書に定める内容を踏まえ、作業を円滑に遂行するために必要な体制表及びスケジュール表を提出し、発注者の承認を得ること。

#### (2) 適用範囲

次の各項目を、適用範囲とする。

ア 山形県警察組織犯罪対策情報管理システム（以下「本システム」という。）の機能要件を満たすソフトウェア（パッケージソフトウェアを改修したものでも可能。以下「組対システムソフト」という。）の調達

イ 本システムを正常稼働するに当たり必要な機器及び関連ソフトウェアの調達並びにこれらに伴う設置工事、システム構築作業

ウ 本システムの賃貸借契約期間中、機器及びソフトウェアの保守により（組対システムソフト等のライセンス及びシステムの保守も本契約に含む。）、正常に稼働するものであること。

#### (3) 納入場所、作業工程及び体制

賃貸借品目の納入場所・作業日程及び体制について発注者と協議し、その指示に従い、賃貸借物品の納入場所・作業日程及び体制について書面により報告すること。また、作業結果についても書面により報告すること。

#### (4) 費用負担

賃貸借品目の搬入・調整及び運搬に要する費用・データ移行料・動産損害保険料・ソフトウェアのインストール代等設置に係る全ての費用及び契約満了又は契約解除によるデータベースの移行に伴う技術支援（データ抽出作業を含む。）及び撤去処分に係る費用（部品等を含む。）は、全て受注者の負担とすること。

#### (5) 作業場所等

作業に要する資料・システム・作業場所その他必要となる環境については、受注者の負担により用意するものとする。ただし、個人情報データを用いる作業や発注者が指示する場合については、発注者が指定する場所を用いることとする。

#### (6) 第三者への委託

本契約書第7条に基づき、再委託を行う場合は、業務再委託承認申請書（別記様式第1号）をもって発注者の承認を得るものとする。この場合において発生する費用（保守に関する費用を含む。）は受注者の負担とする。

なお、第三者に委託した場合でも契約者としての責任は第三者に移動しない。

### 3 クライアント要件等

#### (1) パソコン台数

約2,100台 内利用数最小500台

(2) OS等

以下のクライアント環境での動作を保証すること。

OS：Windows 10～11

ブラウザ：Internet Explorer11、Microsoft Edge

利用端末に表示する画面のサイズは、1366×768ピクセルを想定し、ブラウザは常に最大表示して利用することを想定すること。

(3) ウイルス対策ソフト

別途調達済みのウイルス対策ソフトウェア

(4) セキュリティ対策ソフト

別途指示

(5) ネットワーク

本システムは、山形県警察本部情報管理課（以下「情報管理課」という。）所管の既設ネットワークを利用する。

(6) 連携システム

システム名	連携概要
利用者管理システム	職員の人事情報（氏名、職員番号、所属、役職、階級等）等を保持するシステムと連携して本システム利用者を管理する
警察庁組織犯罪情報管理システム	本システムに登録された情報を人定情報または文書情報として、相互接続により、警察庁組織犯罪情報管理システムに登録する
警察庁暴力団情報管理システム	本システムに登録された情報により警察庁暴力団情報管理システム原票データを自動作成し、外部記録媒体を使用して、当該システムに登録する

#### 4 機器設置に関する要件

(1) サーバの設置

ア 納入機器は、本仕様書に示す必要な設定作業等を行った上で設置・納入すること。輸送・設置及び接続に要する費用は受注者の負担とする。

イ 納入機器の設置については、電源事故の防止のため、当該機器設置場所の電源容量を事前に確認し、機器を接続すること。

ウ 設置場所における納入・据付・各種配線及び動作確認試験等の作業の実施に際しては、通常業務に支障をきたさないように発注者の事前の承認を得た上で実施すること。

エ 機器の納入・据付及び移行処理に関連し、発注者の施設等に対して生じた一切の事故・障害・破損等については、発注者の承認を得た上で受注者が当該設備を無償にて速やかに原状回復又は交換すること。

オ 機器の設置については、情報管理課に既設の19インチラックに収納すること。

(2) 電源及びネットワーク関係工事

ア ハードウェアの設置に関し、ブレーカー・配電盤等の設置工事・ハードウェア設置位置までの配線工事及び部材の調達は、受注者において実施し、費用については受注者において負担すること。

イ ネットワーク接続に伴う設置工事・配線工事及び部材の調達は、受注者において

実施し、費用については受注者において負担すること。

ウ 各種ケーブルについてはタグを付け、見分けやすいよう配慮すること。

## 5 インストール及び設定

### (1) 共通

ア 設定については、発注者へヒアリング調査等を実施し、設定要件を明確にすること。

イ 設定要件に従った環境構築を行い、環境構築手順書を作成し、発注者の承認を得ること。

(ア) OS・ミドルウェアのインストールについては、発注者が指示する設定要件及び本システムを考慮し、適正なバージョンのインストール・パッチ適用・ドライバの設定作業を行うこと。

(イ) 構築対象のサーバの管理者 (Administrator) パスワードは、運用開始後に定期的に変更することを前提に設計すること。

(ウ) ハードウェア及び選定したソフトウェアに依存するものについては、発注者と協議し、環境構築等の作成及び設定を行うこと。

(エ) DNS (ホスト名とIPアドレスを対応させるシステム)・NTP (サーバの内部時計をネットワーク経由で正しく調整するプロトコル)・ドメインコントローラ等については、情報管理課と協議し、設定すること。

ウ 環境構築手順書に基づき、各種設定作業を実施すること。

エ 連携システムのデータを短期間に完全移行できる方式を採用すること。

オ ソフトウェア (組対システムソフトを含む。) についてインストール及び設定を行い、正常動作を確認すること。

カ 設定及び導入に際しては、他の既存システムへの影響がないように注意し、必要に応じ、当該システム納入業者の支援を得ること。

なお、本件について費用が発生する場合は受注者において負担すること。

キ 納入する機器には、発注者が指示する管理番号等を記載したシールを添付すること。シールは受注者で準備すること。

ク 構築対象のサーバは、発注者が指示するインストール条件に基づき、RAID環境の設定作業を行うこと。

ケ 発注者が指定する機器へのネットワーク疎通試験を行うこと。

コ ウィルス対策ソフトのパターンファイル等の更新及び管理ができるように、インストール及び設定をすること。

サ 機器の管理及び設定のマニュアルを作成すること。

シ 独自の運用方式を取らないこと。

ス 発注者から指示された設定条件に基づき、不要サービスの停止等を行い、万全なセキュリティを確保すること。

セ 試験環境の構築を行うこと。

(ア) 試験環境は、実運用環境とは論理的または物理的に分離しているものとし、それぞれが独立して運用可能であること。

(イ) 試験環境を起動したとき、実運用環境との識別が容易にできること。

### (2) ハードウェア設定

ア サーバ設定作業

(ア) サーバ構成は、信頼性や安全性を十分考慮したシステム運用に支障がない設計を行うこと。

- (イ) 環境構築手順書に従い、各サーバの設定作業を実施し、動作確認を行うこと。
- (ウ) 本システムを構成する他の機器との疎通確認を行うこと。

#### イ ネットワーク機器設定作業

- (ア) ネットワーク構成は、信頼性や安全性を十分考慮したシステム運用に支障がない設計を行うこと。
- (イ) 本システムのネットワークは、既設の内部ネットワークと接続及び警察庁組織犯罪情報管理システムと相互接続するため、ネットワーク設計・設定作業においては、発注者と十分に調整を行うこと。
- (ウ) 山形県警察本部の他システムの稼働や維持管理作業への影響がないように配慮の上、既設システム業者と調整し、設定作業に対して問題がないことを確認すること。

その際に発生する費用は受注者が負担すること。

- (エ) 環境構築手順書に従い、各ネットワーク機器の設定作業を実施し、動作確認を行うこと。

#### ウ 端末装置等の設定作業

- (ア) 機器構成は、システム運用に支障がない設計を行うこと。
- (イ) 環境構築手順書に従い、機器の設定作業を実施し、動作確認を行うこと。
- (ウ) 機器の設定については、発注者の指示に従うこと。

### (3) ソフトウェア設定

#### ア サーバ設定作業

- (ア) 環境構築手順書に沿ったサーバセットアップ作業を行うこと（ネットワーク設定を含む。）。
- (イ) 本システムで必要となるミドルウェアのインストールとアプリケーションが正常に動作するように環境設定を行うこと。

#### イ 端末設定作業

- (ア) 発注者と協力し、環境構築手順書に沿って必要なソフトウェアをインストールすること。
- (イ) ソフトウェアのバージョンアップ及びパッチテストプログラムの配付の必要が生じた場合は、発注者と協議し、必要があると発注者が認めた場合に適用すること。

### (4) 環境構築手順関係

- ア 本システムのパラメータ設計を実施すること。
- イ 業務アプリケーションのインストール・パラメータ設計を実施すること。
- ウ ジョブ運用環境の設定を実施すること。
- エ パラメータに対応したジョブの設定を実施すること。
- オ 連携システムのデータが使用できるようにデータベース設計を実施すること。
- カ 設定した環境について動作検証を実施すること。
- キ その他指示事項

## 6 他システムとの連携

- (1) 関係業者等との協議・協力・試験・最低限必要な設定変更等により発生する費用は受注者が負担すること。

また、他システム側にその他改修が必要となった場合の改修費用についても受注者が負担すること。



(2) 当該機能を実現するに当たり、発注者及び関係業者等からの対応要請があった場合、必要な技術支援について誠実に協力すること。

連携に必要な方法等については、発注者及び関係業者へ問い合わせること。

## 7 情報リソースの提供

本システムに登録されたデータから発注者が指定する特定のデータを抽出し、発注者が指定するシステムにエクスポートする仕組みを構築すること。

## 8 受入試験

### (1) 全般

ア 全ての設定作業完了後に、受入試験を実施し、発注者の承認を得ること。

イ 受入試験の詳細については、発注者と綿密に協議の上決定し、実施すること。

ウ 実施に際して費用が発生する場合には受注者において負担すること。ただし、試験未実施及び動作不確認に起因する問題が発生した場合においては、直ちに是正するとともに、発生した損害については受注者において賠償すること。

エ 各種試験を行うに当たっては、発注者の承認を受け、発注者が指定した日に行うこと。

### (2) 受入試験大項目

ア ハードウェア設定・動作確認試験

イ ソフトウェア設定・動作確認試験

ウ 山形県警察本部内ネットワーク疎通接続試験

エ 総合運用試験

(ア) 警察庁組織犯罪情報管理システム接続試験

(イ) 警察庁暴力団情報管理システム接続試験

(ウ) 負荷試験

## 9 データ抽出・移行

(1) 現行の山形県警察組織犯罪対策情報管理システムに登録されたデータを移行すること。

データの抽出は現行の受注者が行うが、本システムで利用できるように必要な変換を実施し、移行すること。

変換方法については発注者の承認を得ること。

### (2) 移行実施計画の作成

本システムへ移行するための計画（移行方法及び移行内容（本システムの初期設定値を含む。））を策定し、発注者の承認を得ること。

移行実施計画の詳細については、山形県警察本部刑事部組織犯罪対策課（以下「組織犯罪対策課」という。）と協議を行うこと。

### (3) 移行作業の実施

前記(2)の移行実施計画に基づき、移行作業を実施すること。

移行に当たっては、発注者の承認のもと、他の既存システムに影響を与えないように万全の配慮の上、実施すること。

なお、移行作業により、発注者の業務遂行に重大な障害をもたらした場合は、その損害を賠償すること。

## 10 運用

### (1) 教養

ア 必要に応じ、組織犯罪対策課担当者及び警察署担当者を対象とした操作教養（半日程度）を実施すること。

なお、回数については4回程度を想定している。

イ 教養内容はシステム概要説明及び操作訓練とし、必要な教養資料及びシステム運用マニュアルは受注者が準備すること。

ウ 日程及び場所等の詳細については、受注者と協議して決定する。

### (2) 立会い

更新された機器で、本システムの賃貸借期間前に動作試験を行い、正常動作が確認できるまで立ち会うこと。

なお、立会い実施場所については発注者が指示する。

## 11 保守

### (1) 共通

ア 受注者は、契約後速やかに次に掲げる事項を発注者に通知し、その承認を受けること。また通知した事項を変更したときも同様とする。

(ア) 保守体制図

(イ) 保守部隊の事業所名

(ウ) 保守部隊の住所

(エ) 保守要員数

(オ) 保守に関する責任者

イ 受注者は、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までの間に対応可能な障害連絡窓口を持ち、組織犯罪対策課からの障害連絡を受け付けたときは、概ね6時間以内に山形県警察本部に到着し、機器等の復旧対応体制を確立すること。

ウ 受注者は、全てのハードウェア及び搭載するソフトウェアについての操作方法・障害等の対処方法・設定等の見直し方法・ソフトウェアの再導入方法等の技術的支援を一元化して対応する窓口を設けること。

エ 受注者は、技術的な問題や障害を解決するために必要な技術情報・障害切り分けノウハウ・作業手順・解決方法や回避方法等の技術支援を提供すること。

また、執務時間内において技術的な質問に対応できる窓口を有すること。

オ 保守費用には発注者の故意又は重過失によるものを除き、保守及び障害の復旧に要する部品代・交通費・作業費・ハードウェア及びソフトウェアのテクニカルサポート費用代等を含むものとする。

カ 保守期間は、契約期間と同一の期間とすること。

キ 電気設備点検等に伴う計画停電により、本システムの停止及び起動が必要な場合は、その作業の立会いを行うこと。

ク 本システムまたは連携する他システムにおいて不具合が発生し、原因がどのシステムにあるか判別することが困難な場合においては、発注者及び他システム契約業者と協力して原因特定のための切り分け作業に対応すること。

ケ 受注者は、障害対応保守を実施した場合は、「受付日時、作業開始日時、作業終了日時、障害機器名、障害内容、作業内容、原因」がわかる「障害対応保守報告書」を組織犯罪対策課に提出すること。報告書の様式は業務内容にあわせて適宜作成すること。

## (2) ハードウェア保守

ア ハードウェアの障害によるソフトウェアの再インストール作業及び運用のためのインストールソフトの修正プログラムの適用作業も当該保守作業に含むものとする。

また、ハードウェアの一部又は全部を置き換える必要が生じた場合には、受注者の責任においてこれを行うこと。

イ 導入した機器等のファームウェア等でユーザ登録が必要なものがあつた場合は、発注者の指示に従い、実施すること。

ウ 障害等で磁気ディスクを交換（撤去・処分を含む。）する場合は、発注者の指示に従い、障害等のあつた磁気ディスクを受注者が用意するデータ消去機能を有する装置で完全消去すること。データ消去後、磁気ディスクを搬出の上、データ消去を行った装置に記録された消去作業に係るログ情報を添えて、作業報告書を提出すること。報告書の様式は業務内容にあわせて適宜作成すること。

なお、データ消去が困難な場合は、山形県警察本部職員の立会いのもと、磁気ディスクを再利用できない状態にし、搬出の上、作業報告書を提出すること。

## (3) ソフトウェア保守

ア 最新のプログラム・バージョンアップ版の保守が必要なソフトウェアについては、保守・サポート契約を行うこと。

イ 電話・FAX・メールでの問合せ及び問題の受付を行い、調査・回答が行えること。

ウ 調査の結果、製品不良の場合は回避策を提示するか、改良版の修正を行うこと。

エ ソフトウェアのバージョンアップ及びパッチプログラムの配付の必要性が生じた場合は、発注者と協議し、必要があると発注者が認めた場合は、配付方法を作成し、配付すること。

オ 異常時の原因の解析等において、問題解決に至るまで十分かつ迅速なサポートサービスを提供すること。

また、プログラムの一部又は全部を置き換える必要が生じた場合には、受注者の責任においてこれを行うこと。

カ 契約期間中において、本システムと連携する他のシステムの更新により、本システムの設定変更、改修等が発生した場合は、これに対応すること。

なお、これに伴い費用が発生する場合は他システム契約業者の負担とする。

## (4) 定期点検

ア 受注者は、受注者の技術員を機器の使用場所に派遣し、原則として1会計年度内に1回の定期点検を行い、発注者の担当者の確認を受けること。

イ 機器の分解清掃、有償消耗部品等の交換を行った後、機器の動作確認、ソフトウェアの動作確認を行うこと。

ウ 作業時間は、原則として開庁日の執務時間内とすること。

エ 定期点検の内容は、別表のとおりとする。

## (5) 簡易な修正対応

各報告書、各カードの簡易な修正は、発注者の改修要請に応じて保守の範囲内で行うこと。

## 12 納入に関する要件

### (1) 納入期限

機器等の納入期限は令和7年2月28日とする。

(2) 納入場所

機器等の納入場所は山形県警察本部とする。

(3) 納入工程表

受注者は、この契約締結後速やかに納入工程表（別記様式第2号）を作成し、発注者の承認を得ること。

また、その際に調整できなかつたことに起因する納期遅延、費用等一切の危険負担は受注者に帰するものとする。

(4) 監督職員

ア 発注者は、この契約において、監理又は指示をする監督職員をおくことができる。

イ 発注者は、前項により監督職員をおいたときは、監督職員指定（変更）通知書（別記様式第3号）によりその職及び氏名を受注者に通知しなければならない。

また、監督職員を変更したときも同様とする。

ウ 監督職員は、この契約書に定められた事項の範囲内において監督を行い、次に定める納入責任者に対して必要な指示を与える等の権限を有する。

(5) 納入責任者

受注者は、この契約において、機器等の手配及び納入並びに管理に関し指示をつかさどる納入責任者を選任し、納入責任者選任（変更）届（別記様式第4号）によりその氏名その他必要な事項を発注者に通知すること。

また、納入責任者を変更したときも同様とする。

(6) データ提出

受注者は、機器のMACアドレス、製造番号、発注者が指定した番号等をデータ化し、発注者に提出すること。

(7) ライセンス登録

搭載するソフトウェアにライセンス登録が必要であるときは、受注者において行うこと。

また、受注者が実施したソフトウェアのライセンス登録内容を書面において報告すること。報告書の様式は登録内容にあわせて適宜作成すること。

(8) 不用品の撤去

納入機器の設置後、不要となった梱包材、空箱等を撤去すること。

(9) その他納品物

ア 環境構築手順書 一式

イ パラメータ設定書 一式

ウ ハードウェア設置及び配線図 一式

ハードウェアの構成図・ラック搭載構成図を作成すること。

エ ネットワーク配線図及びネットワーク環境図

オ テスト計画書及びテスト結果報告書 各一式

サーバ等に対し、各種試験を実施する計画及び結果について作成すること。

カ 付属マニュアル等 一式

ミドルウェア及び機器に付属する外部記録媒体及びマニュアル等

キ ドキュメント 二式

次の運用管理操作説明書を作成すること。

(ア) 機器構成（ハード関連・ソフトウェア関連）

(イ) 構築環境

- ・システムインストールの設定概要
- ・ファイルシステムの状態
- ・バックアップの処理概要

- ・その他必要な事項
- (ウ) 日々の運用管理
  - ・導入機器の停止・起動方法
- (エ) 異常時の対応方法
  - ・想定される異常概要（故障・ディスクオーバーフロー・電源断）
  - ・対処方法（システムの復元等）
- ク 本システムの概要書 一式
- ケ 本システムの操作マニュアル 二式  
端末装置操作方法等についてのマニュアル
- コ 以上のア～クについて電子媒体及び紙媒体で納入すること。  
電子媒体は、DVD-R又はCD-Rとし、格納する文書ファイル形式はMicrosoft Office 2016以上のWord、Excel、PowerPointなどの形式とすること。  
なお、電子媒体については、全て最新のパターンによるウイルスチェック済みであること。
- (10) 機器の手配等調査  
発注者は、必要があると認めるときは、機器の手配又は納入について中間報告を求め、又は実地において調査することができる。
- (11) 納入検査
  - ア 受注者は、機器等の納入を完了したときは、納入完了通知書（別記様式第5号）により発注者に通知しなければならない。  
この場合、機器等とは、本仕様書に記されている構成品・付属品・付帯工事等一切を指し、納入完了とは、動作確認を実施し、十分な試験運用期間を経て、機器稼働上必要な一切の作業が終了した状態を意味するものである。
  - イ 発注者は、稼働検査及び総合試験等の納入検査を実施し、納入完了通知書を受領した日から契約期間の初日までに、検査結果を受注者に通知しなければならない。  
この場合、すべての機器の納入検査の合格をもって納入完了とみなすものとする。
  - ウ 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに必要な修理又は調整を行い、発注者の再検査を受けなければならない。この場合において、必要な修理又は調整の完了を納入完了とみなして前項の規定を適用する。

### 13 機器撤去に関する要件

機器撤去の際は、発注者の指示に従い、磁気ディスク等のデータの完全消去を行うこと。

データ消去は、受注者が用意するデータ消去機能を有する装置で消去し、データ消去後、磁気ディスクを搬出の上、データ消去を行った装置に記録された消去作業に係るログ情報を添えて、作業報告書を提出すること。

なお、データ消去が困難な場合は、発注者の立会いの下、磁気ディスクを再利用できない状態にし、搬出の上、作業報告書を提出すること。

撤去作業は、納入場所又は発注者の指定する場所で発注者と共同で行い、発注者の確認作業終了まで立ち会うこと。

なお、契約期間満了又は契約解除による機器撤去・処分に要する費用は、全て受注者の負担とする。

### 14 導入における注意事項

- (1) 本システムの導入に当たっては、次の事項に注意すること。
  - ア IPアドレス、ポート名、ドメイン名などに関する定義は外部パラメータ化し、ソースプログラムの変更、接続先等の設定変更の際は、再コンパイル等の必要がないようにすること。
  - イ 契約期間中は正常に運用できるよう最新のアプリケーションを使用すること。
  - ウ サポート切れの開発言語等は使用しないこと。
  - エ 契約期間中にクライアントのソフトウェア更新等が行われた場合でも対応できるよう、柔軟なシステムを構築すること。  
なお、詳細については、発注者と別途協議すること。
- (2) データベースについて
  - ア データのバックアップ、障害時の復旧方法等の完全性を考慮すること。
  - イ 作業領域、システムファイルのディスク配置等の環境を考慮すること。
  - ウ テンポラリ容量、アーカイブ設定等のデータベース環境を考慮すること。
  - エ インスタンス設計、自動運転機能等を考慮すること。
  - オ データアクセス時間が最短となるよう考慮すること。  
また、検索に時間がかからないよう使用頻度が高いデータテーブルには索引を付ける等対策を施すこと。
  - カ データベースの登録及びバックアップは、業務を停止せずに行えること。  
また、臨時的にデータベースのバックアップを行う場合においても、業務を停止せずに行えること。
  - キ データベースには、業務で使用するものとは別に試験及び教養用に使用するデータベースを設けること。
  - ク 排他制御を有すること。

## 15 その他注意事項

次に掲げる事項を承諾し、又は遵守すること。

- (1) 本仕様は、本契約により行う全ての事項に適用する。
- (2) 本契約の実施に当たっては、善良な管理者としての注意義務を払い、誠実にこれを行うこと。
- (3) 本システムは、連携システムと密接に連携する必要があるため、発注者及び既設システム構築業者間で十分に調整した上、連携システムを改修することのないようにすること。
- (4) 受注者は、本仕様書に定めのない事項、仕様書に定める作業の実施にあたって必要な詳細事項及び本仕様書等の解釈に疑義が生じたときは、遅滞なく発注者と協議して定めるものとする。
- (5) 発注者は、本契約による賃貸借機器を協議し、特に定めた場合（再リース等）を除き、契約終了後に速やかに受注者に返還するものとし、受注者はこれを速やかに撤去すること。  
なお、返還及び撤去に要する費用は、受注者が負担すること。
- (6) 本契約終了時は、データ移行が速やかに行われるように本システムサーバから、発注者の指示に基づいて、全データをCSVデータ等の可読性の高いレイアウトでのデータ提出を行うこと。その際のデータ提出に要する費用は、全て調達範囲に含めること。  
また、次期システムへの移行のために必要な技術情報の提供を行うこと。
- (7) 本契約終了後についても、当該業務を継続するため、受注者は適正な業務継続に協

力すること。

16 労働関係法令の遵守

受注者は、従事者の雇用に当たっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。

別表 定期点検の内容

No	機器の名称	使用場所	点検の実施内容
1	ネットワーク機器 (L2スイッチ)	山形市松波二丁目8番1号  山形県警察本部	1 機器の清掃を実施すること。 2 機器の外観に異常がないか確認すること。 3 基本ソフトウェア及びインストールされているソフトウェアが正常に動作することを確認すること。 4 ケーブルの破損及び緩みの有無並びにねじの締め付け状態を確認点検すること。 5 外部メディア用のドライブ及びファンが正常動作することを確認すること。 6 システムイベントログの調査を行うこと。 7 住所データ等必要なデータの書き換えを行うこと。 8 その他必要な措置を行うこと。
2	サーバ機器 (APサーバー)		
3	サーバ機器 (DBサーバー)		
4	サーバ機器 (本庁送受信サーバ)		
4	サーバ機器 (バックアップサーバー)		



業務再委託承認申請書	
令和 年 月 日	
山形県知事 吉村 美栄子 殿	
受注者 住所又は所在地 氏名又は名称 代表者氏名	
下記について、業務の一部を再委託したいので、賃貸借及び保守に関する契約書第7条の規定により承認願います。	
記	
契約件名	山形県警察織犯罪対策情報管理システム機器の賃貸借及び保守サービス
契約期間	契約締結の日 から 令和13年2月28日 まで
契約金額	¥ (うち消費税及び地方消費税の額 ¥ )
再委託の条件	(1) 受注者が、再委託先の行為について、発注者に対し全ての責任を負うこと (2) 受注者が、再委託先に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させること
再委託する業務	別紙「業務再委託計画一覧表」のとおり
令和 年 月 日	
受注者 住所又は所在地 氏名又は名称 代表者氏名	
様	
山形県知事 吉村 美栄子 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
上記について、承認	します。 しません。

備考 1 本書は、正副2通提出すること。  
2 発注者は、承認するかどうかを決定した後、その決定した本書の副本を受注者に交付するものとする。

## 業 務 再 委 託 計 画 一 覧 表

委託業務名	山形県警察組織犯罪対策情報管理システム機器の貸貸借及び保守サービス	受注者名	
-------	-----------------------------------	------	--

再委託の業務範囲	摘 要	再委託者所在地・名称・代表者氏名	技術担当者		業 務 期 間	再委託の理由、必要性及び再委託先の選定理由
			職 名	氏 名		

備考    1    必要に応じ、再委託者の概要を記載した書類を添付すること。



様式第3号（監督職員指定（変更）通知書）

監督職員指定（変更）通知書	
<p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">山形県知事 吉村 美栄子 (公印省略)</p> <p>下記のとおり監督職員を指定（変更）しましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
件名	山形県警察組織犯罪対策情報管理システム機器の賃貸借及び保守サービス
監督職員	職 氏名
摘要	

様式第4号（納入責任者選任（変更）届）

納入責任者選任（変更）届		
令和 年 月 日		
山形県知事 殿		
受注者 住所又は所在地 氏名又は名称 代表者氏名		
下記のとおり納入責任者を選任（変更）したのでお届けします。		
記		
件名	山形県警察組織犯罪対策情報管理システム機器の賃貸借及び保守サービス	
納入責任者	部署	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
摘要		

様式第5号（納入完了通知書）

納 入 完 了 通 知 書	
令和 年 月 日	
山形県知事 殿	
受注者 住所又は所在地 氏名又は名称 代表者氏名	
下記のとおり賃借機器の納入が完了したので通知します。	
記	
件 名	山形県警察組織犯罪対策情報管理システム機器の賃貸借及び保守サービス
納 入 物 件	山形県警察組織犯罪対策情報管理システム機器 一式 (内訳は別紙一覧のとおり)
契 約 期 間	契約締結の日から令和13年2月28日まで
納 入 期 限	令和 7年 2月28日
設置等完了年月日	令和 年 月 日
検 査 年 月 日	※ 令和 年 月 日
検 査 職 員	※ 職  氏名 <span style="float: right;">⑩</span>
検 査 結 果	※
摘 要	

- 備考 1 本書は、正副2通を提出すること。  
 2 ※印の付いている欄は、記入しないこと。  
 3 発注者は、検査の完了後、検査の結果を記載した本書の副本を、受注者に交付する。